

議

会

ってどんなとこ？

6月定例会では、一般会計補正予算が修正可決されました。今回は議会の修正権について紹介します。

議会は議案審議の結果、原案可決、原案修正可決、原案否決のいずれかの結論を意思決定しなければなりません。

議案審議の過程において、様々な見方、考え方でその是非を論じ合い、あらゆる角度から住民福祉向上のために進むべき道を話し合った結果、原案と異なる意見が出されて一部修正ということがあります。

こうした修正権は議会の専権であり、議会の持つ審議権（原案を否決することもできる）から法令に違反しない限りは可能とされますが、長の発案権との関係があります。

長に発案権がある人事案件や契約議決、財産取得など、その性質上、単に可否にとどまる事件は議会の修正権が及ばないものとされていますが、条例案のように団体意思決定に係る議案については、何ら制限なく修正することができます。

また、予算の提案権は長に専属するものですが、発案権を侵害しない範囲においては増額修正が認められており、削除や減額修正は制限なく可能とされていますが、法令により負担義務のある経費等について行えば再議（長の拒否権）の対象にもなります。

『議会の修正権』について

北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会が7月1日、札幌市において開催されました。

朝日新聞編集委員の坪井ゆづる氏から「分権改革と地方議会のこれから」と題した講演を受け、地方議会の現状と住民の信頼を得るために議会改革について学びました。

また、政治評論家の三宅久之氏からは「混迷する政局と日本の進路」と題した講演の中で、国内外の政治・経済情勢について研鑽を深めました。



北海道町村議会議員研修会

常任委員会の

事務調査

常任委員会では、閉会中の事務調査として次のような調査活動を進めています。

▼総務文教厚生

行政改革について
教育行政について
福祉行政について
医療行政について

▼経済建設
農林業振興について
商工振興について

議会を傍聴してみませんか

定例会は年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。また、臨時会は必要に応じて隨時開かれます。

傍聴手続きは、議場の傍聴席入口にある受付票も入場できますので、どうぞお気軽にいでください。

だけです。小さなお子様も入場できますので、どうぞお気軽にいでください。

9月定例会は16日から開かれる予定です。日程が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

あとがき

▼「びほろ町ぎかい」第189号をお届けします。

▼町立特別養護老人ホーム「緑の苑」の運営はどうあるべきか。道内及び管内の視察を終え、今後、調査特別委員会での議論が本格化します。また、使用料・手数料の見直しについても、この秋から論議される予定です。

▼町財政の健全化と行政サービスのあり方をどう考えていくのか。誤りのない最良の判断をするためにも、議員による真剣な論議を重ねていかなくてはなりません。

▼北京五輪では、美幌町出身の佃咲江選手が自転車競技女子スプリントに出場しました。持てる力を存分に發揮し夢の舞台へと羽ばたいた、ヒロインの次のステージでのさらなる活躍を心から期待します。

▼競泳男子平泳ぎの二種目で2連覇を達成した北島康介選手。4年にわたり日々の努力を積み重ねてきた結果です。同じ4年という任期の重みを胸に、町民の幸せと町の持続的な発展のため、皆様の負託に応えていかなくてはと、思いを新たにしております。

▼9月は定例会が開かれます。本会議での審議、委員会での審査をぜひ傍聴いただければと思います。お待ちしています。

広報編集委員会

委員長 横関望吉

委員 大江道男

委員 橋本博之